

広島県告示第三百八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項の規定によって、本人確認情報処理に関する事務を次のとおり委任した。

なお、平成十二年広島県告示第三百三十七号（住民基本台帳法の規定による本人確認情報処理に関する事務の委任）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止した。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定情報処理機関の名称

地方公共団体情報システム機構

二 所在地

東京都千代田区一番町二五番地

三 本人確認情報処理事務を行わせることとした日

平成二十六年四月一日